

厚生労働省委託事業

「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査」（トラック事業者調査）ご協力のお願い（案）

厚生労働省委託事業事務局（有限責任監査法人トーマツ）

1. 調査の目的

自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題となっています。その中で、改善基準告示については、2018年6月28日付参議院厚生労働委員会付帯決議より、自動車運転者の業務については過労死防止の観点から業務の特性を踏まえ、勤務実態に応じた基準を定めることとされており、自動車運転者の労働時間等の実態調査を実施することになりました。

この度、トーマツは、厚生労働省労働基準局監督課より「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査事業」を委託され、本調査を実施させていただくこととなりました。なお、本調査は、全国の貨物自動車運送事業者から無作為に対象を選び送付しています。

この調査の結果は集計・分析し、自動車運転者の労働時間改善を推進するための貴重な検討資料となります。具体的には、本調査結果は取りまとめの上、厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会に報告し、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の見直しの議論の検討資料となります。また、本調査結果は、●月以降に厚生労働省のホームページ上で公表する予定です。ご回答いただいた内容は取扱いに十分注意し、統計的に処理するとともに、労働基準監督署の立入調査等、本調査の目的外に使用することはありません。また、企業名やご回答者様が特定される形で公表されることはありませんので、実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

つきましては、ご多用の折に恐れ入りますが、本調査へのご協力を頂きたい、よろしくご協力申し上げます。

2. 回答にあたって

(1) 調査概要及び実施方法

- ・ 本調査は営業所を単位として行っており、企業の中に複数の営業所がある場合には、車両数の最も多い営業所を対象にしています。すべての質問に対して、「営業所」における実態について記入してください。
- ・ 調査票は、運行管理に従事する方や人事労務部門の担当者など、自動車運転者の労働時間等についてよく把握されている方（以下「労務担当者等」という）が記入してください。ただし、労務担当者等で記入できない場合は、その一部を回答できる他の部門の方に記入いただいても構いません。
- ・ 調査票においては、質問に沿って、回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入して、返送してください。
- ・ 本調査はインターネット上でご回答いただくことも可能です。インターネットでのご回答の際は、下のQRコード、もしくはURLより回答ページにアクセスいただき、下記のIDを入力してください。

回答ページログイン用のID：XXXXXXXX



(URL：https://www.●●.jp)

(2) 提出期限

● 月 ● 日 (●) (当日消印有効)

(インターネット上で回答する場合も上記期日までに回答ください)

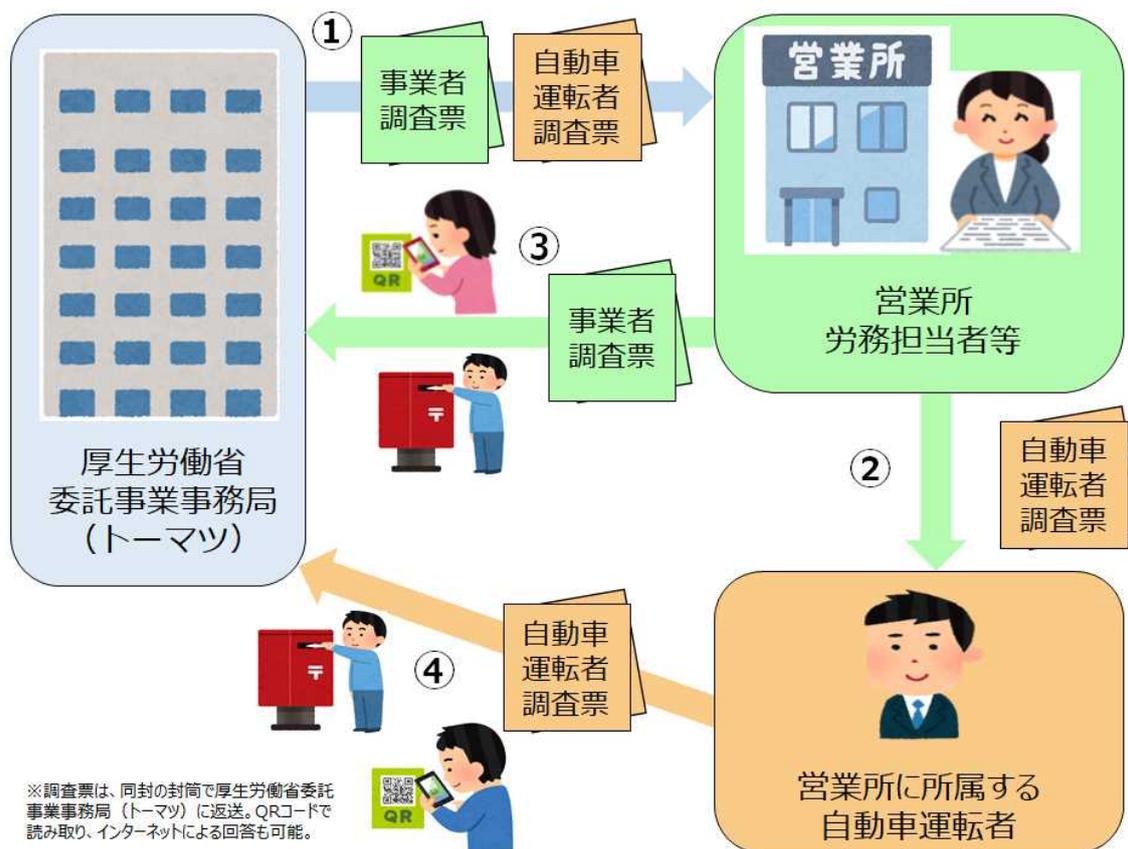
問い合わせ先

厚生労働省委託事業事務局（有限責任監査法人トーマツ）

電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（平日：10時～17時）

Eメール：〇〇〇〇@tohatsu.co.jp

(3) 調査の流れについて



- ① 厚生労働省委託事業事務局のトーマツから、営業所の労務担当者等に「事業者調査票」と「自動車運転者調査票」を送付する。

【事業者が行うこと】

- ② 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票（封筒含む）を手交し、記入を依頼する。
- ③ 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに事業者調査票を送付する（同封のQRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

【自動車運転者が行うこと】

- ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入し、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに自動車運転者調査票を送付する（同封のQRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

【留意事項】

- 「自動車運転者調査票」は、貴営業所に所属する次の自動車運転者（最大6名）にお渡しください。なお、定数に満たない場合は、貴営業所に所属するすべての自動車運転者に対してお渡しください。

2019年の通常期において「1ヶ月の拘束時間の合計が平均的な自動車運転者3名」と
2019年の繁忙期において「1ヶ月の拘束時間の合計が最も長い自動車運転者3名」に
 該当する自動車運転者※

※ 通常期、繁忙期の考え方については、下記（4）を参考にしてください。

- 自動車運転者調査票は、記入いただく自動車運転者からトーマツに直接返送（もしくは、直接インターネットで回答）していただきますので、貴営業所で回答を取りまとめていただく必要はございません。
- 自動車運転者調査票は封をしてありますので、開封せずに該当する自動車運転者にお渡しください。
- 一部の自動車運転者には、通信調査の実施後、ヒアリング調査への協力を依頼する場合がございます。その場合は、まずは所属先の営業所の労務担当者等に連絡させていただきます。

(4) 通常期や繁忙期の考え方について

- この調査票には、2019年の「通常期」や「繁忙期」の状況について尋ねる質問があります。「通常期」と「繁忙期」は下の枠内に示す考え方を参照いただき、貴営業所で決定してください。

「通常期」: 2019年1月から12月までにおいて、平均的な業務量である月
※次の①②のうち、計算しやすい方法で回答してください：

- ① 通常期である月前月の、給与締め日の翌日から次の給与締め日まで
【例】通常期が10月であり、給与の締め日が25日の場合

| | | | | |
|-----|-------|----------------|--------|--------|
| | 9月15日 | 9月26日 | 10月25日 | 11月15日 |
| 通常期 | | ←この1ヶ月間について記入→ | | |

- ② 通常期である月の1日から月末まで
【例】通常期が10月の場合

| | | | | |
|-----|-------|----------------|--------|--------|
| | 9月15日 | 10月1日 | 10月31日 | 11月15日 |
| 通常期 | | ←この1ヶ月間について記入→ | | |

(繁忙期) 2019年1月から12月までにおいて、最も業務量の多い日が含まれる月
※次の①②のうち、計算しやすい方法で回答してください：

- ① 繁忙期である月前月の、給与締め日の翌日から次の給与締め日まで
【例】繁忙期が12月であり、給与の締め日が25日の場合

| | | | | |
|-----|--------|----------------|--------|-------|
| | 11月15日 | 11月26日 | 12月25日 | 1月15日 |
| 繁忙期 | | ←この1ヶ月間について記入→ | | |

- ② 繁忙期である月の1日から月末まで
【例】繁忙期が12月の場合

| | | | | |
|-----|--------|----------------|--------|-------|
| | 11月15日 | 12月1日 | 12月31日 | 1月15日 |
| 繁忙期 | | ←この1ヶ月間について記入→ | | |

3. 記入時の注意事項について

① 選択肢式の質問

(2) 主たる事業内容* (あてはまるもの一つに○)

- 1. 一般貨物自動車運送業 (特別積)
- 2. 特別積合せ貨物運送業
- 3. 特定貨物自動車運送業
- 4. その他 (具体的に: _____)

「あてはまるもの一つに○」と記載があるものは一つだけに○を付けてください。「あてはまるもの全てに○」と記載があるものはあてはまるものであればいくつでも○を付けてください。また、その他を選択した場合、分かる範囲でその内容を括弧内にも記入してください。該当がない場合には、空欄で構いません。

② 括弧内に数字を記入する質問

(4) 従業員数及び自動車運転者数

| | 営業所全体* | うち自動車運転者数* |
|------|----------|------------|
| 従業員数 | (10) 人 | (7) 人 |

括弧内に記入してください。複数枠があるものは、それぞれ記入してください。
※該当なしの場合は「0」と記入してください。

※「パート・アルバイト」、「派遣社員」等の非正規雇用従業員を含めた従業員数

③ 自由記述式の質問

問6 改善基準告示について、荷主から理解を得るために行っている取組や工夫はありますか。取組の結果として、どのような変化 (成果) があったかについても記載ください。

文字数に決まりはありませんので、枠内に簡潔に記述してください。

④ 選択肢の横に記入欄のある質問

問8で「1. 1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問8-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

- 1. 「13時間以内」が基本とされていること (適切と思う時間: ● 時間)
- 2. 延長する場合「18時間」が限度であること (適切と思う時間: _____ 時間)
- 3. 延長する場合でも、1週間のうち15時間を超える回数は「2回」までであること (適切と思う回数: _____ 回)
- 4. その他 (_____)

あてはまるものに○を付けた上で、括弧内に具体的な数字を記入してください。

参考：ヒアリングの実施方法

- ・ 自動車運転者への通信調査の回答を踏まえ、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）から営業所の労務担当者等に、所属する自動車運転者に対してヒアリングを行いたい旨を連絡する。
- ・ 労務担当者等にヒアリングの許可が得られた場合には、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）が労務担当者等に連絡先を確認した上でヒアリング対象者に対して直接連絡し、ヒアリングの日時を調整する。
- ・ ヒアリングについては、原則、電話で実施（※Skype、テレビ会議等は使用しない）。

トラック事業者調査票 (案)

I. 貴営業所の概要について

問1 貴営業所について、次の(1)～(11)をご回答ください。

(1) 貴営業所の所在地

() 都・道・府・県

(2) 主たる事業内容^(※1) (あてはまるもの一つに○)

1. 一般貨物自動車運送業 (特別積合せ貨物運送業を除く)
2. 特別積合せ貨物運送業
3. 特定貨物自動車運送業
4. その他 (具体的に:)

※1 主たる事業内容は2019年1～12月の売上高を参考としてください。

(3) 最も取引額の多い発荷主の業種 (あてはまるもの一つに○)

- | | | |
|------------------|-------------|--------------|
| 1. 農産物の出荷団体 | 2. 水産物の出荷団体 | 3. 建設業 |
| 4. 卸売業 | 5. 小売業 | 6. 倉庫業 |
| 7. 特積み (宅包含む) | 8. 元請の運送事業者 | 9. 製造業 紙・パルプ |
| 10. 製造業 電気・機械・精密 | 11. 製造業 自動車 | 12. 製造業 化学製品 |
| 13. 製造業 金属・金属製品 | 14. 製造業 建材 | 15. 製造業 飲料品 |
| 16. 製造業 食料品 | 17. 製造業 日用品 | |
| 18. その他 (具体的に:) | | |

(4) 従業員数及び自動車運転者数

| | 営業所全体 [※] | うち自動車運転者数 [※] |
|------|--------------------|------------------------|
| 従業員数 | () 人 | () 人 |

※「パート・アルバイト」、「派遣社員」等の非正規雇用従業員を含めた従業員数

(5) 保有する車両の台数

| | 保有車両台数 |
|-----------------------------------|--------|
| ① 合計台数 | () 台 |
| ② (上記①のうち) 小型トラック (最大積載量2t未満) | () 台 |
| ③ (上記①のうち) 中型トラック (最大積載量2t以上5t未満) | () 台 |
| ④ (上記①のうち) 大型トラック (最大積載量5t以上) | () 台 |
| ⑤ (上記①のうち) トレーラー | () 台 |

II. 自動車運転者の拘束時間等について

問2 貴営業所の自動車運転者全員の2019年の拘束時間※、労働時間の状況を次の(1)～(9)の表にそれぞれご記入ください。

※ 2019年の通常期及び繁忙期の考え方については別添の『自動車運転者の労働時間等に係る実態調査』(事業者調査)ご協力のお願いもご覧ください。

調査対象となる通常期と繁忙期について

- 2019年1月から12月までにおいて平均的な業務量である月を「通常期」、最も業務量の多い日が含まれる日を「繁忙期」としてそれぞれの月※の状況を記入してください。
- ――▶ 調査対象営業所における通常期と繁忙期をご回答ください。(それぞれひと月のみ記入してください)

| | 該当する月 |
|-------------------|-------|
| 貴営業所における2019年の通常期 | ()月 |
| 貴営業所における2019年の繁忙期 | ()月 |

※ 「通常期である月前月の、給与締め日の翌日から次の給与締め日まで」あるいは「その月の1日から月末まで」のいずれか計算しやすい方法で回答してください。

(1) 通常期と繁忙期の1日※の拘束時間 (それぞれの時間に該当するおおよその人数を記載ください)

※ 通常期については平均的な業務量である日、繁忙期については最も業務量の多い日についてお答えください。なお、平均的な業務量である日・最も業務量の多い日が決定できない場合は、該当する月の「第一営業日」についてお答えいただいても結構です(以下の項目について同じ)。

| | 1日※の拘束時間別の自動車運転者数 | |
|--------------|-------------------|---------------|
| | 2019年通常期にあたる月 | 2019年繁忙期にあたる月 |
| 13時間以下 | ()人 | ()人 |
| 13時間超～15時間以下 | ()人 | ()人 |
| 15時間超～16時間以下 | ()人 | ()人 |
| 16時間超 | ()人 | ()人 |

※ 「1日」は、始業の時間を起点として24時間後までとします。

(2) 通常期と繁忙期の1ヶ月の拘束時間 (それぞれの時間に該当するおおよその人数を記載ください)

| | 1ヶ月の拘束時間別の自動車運転者数 | |
|-----------------|-------------------|---------------|
| | 2019年通常期にあたる月 | 2019年繁忙期にあたる月 |
| 275時間未満 | ()人 | ()人 |
| 275時間以上～293時間以下 | ()人 | ()人 |
| 293時間超～320時間以下 | ()人 | ()人 |
| 320時間超 | ()人 | ()人 |

(3) 2019年1～12月の1年間の拘束時間（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記載ください）

| | 1年間の拘束時間別の自動車運転者数 | |
|---------------------|-------------------|---------------|
| | 2019年通常期にあたる月 | 2019年繁忙期にあたる月 |
| 3,300時間未満 | ()人 | ()人 |
| 3,300時間以上～3,516時間以下 | ()人 | ()人 |
| 3,516時間超 | ()人 | ()人 |

(4) 上記(1)で計算の対象とした日における最も長い連続運転時間（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記載ください）

| | 連続運転時間別の自動車運転者数 | |
|------------|-----------------|---------------|
| | 2019年通常期にあたる月 | 2019年繁忙期にあたる月 |
| 3時間以下 | ()人 | ()人 |
| 3時間超～4時間以下 | ()人 | ()人 |
| 4時間超 | ()人 | ()人 |

(5) 上記(1)で計算の対象とした日から起算した1運行の運転時間（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記載ください）

| | 運転時間別の自動車運転者数 | |
|-------------|---------------|---------------|
| | 2019年通常期にあたる月 | 2019年繁忙期にあたる月 |
| 8時間以下 | ()人 | ()人 |
| 8時間超～9時間以下 | ()人 | ()人 |
| 9時間超～10時間以下 | ()人 | ()人 |
| 10時間超 | ()人 | ()人 |

(6) 上記(1)で計算の対象とした日の時間外労働時間（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記載ください）

| | 1日の時間外労働時間別の自動車運転者数 | |
|---------|---------------------|---------------|
| | 2019年通常期にあたる月 | 2019年繁忙期にあたる月 |
| 時間外労働なし | ()人 | ()人 |
| 時間外労働あり | 1時間未満 | ()人 |
| | 1時間以上～4時間以下 | ()人 |
| | 4時間超～7時間以下 | ()人 |
| | 7時間超 | ()人 |

(7) 上記(1)で計算の対象とした日の休憩時間（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記載ください）

| | 1日の休憩時間別の自動車運転者数 | |
|-------|------------------|---------------|
| | 2019年通常期にあたる月 | 2019年繁忙期にあたる月 |
| なし | ()人 | ()人 |
| 1時間未満 | ()人 | ()人 |
| 1時間以上 | ()人 | ()人 |

(8) 上記(1)で計算の対象とした日から起算した1週間において、1日の拘束時間が15時間を超えた回数(それぞれの回数に該当するおおよその人数を記載ください)

| | 15時間を超えた1週間あたりの回数別の自動車運転者数 | |
|------|----------------------------|---------------|
| | 2019年通常期にあたる月 | 2019年繁忙期にあたる月 |
| 0回 | ()人 | ()人 |
| 1回 | ()人 | ()人 |
| 2回 | ()人 | ()人 |
| 3回以上 | ()人 | ()人 |

(9) 通常期と繁忙期における法定休日労働[※]の回数(それぞれの回数に該当するおおよその人数を記載ください)

| | 法定休日労働回数別の自動車運転者数 | |
|------|-------------------|---------------|
| | 2019年通常期にあたる月 | 2019年繁忙期にあたる月 |
| 0回 | ()人 | ()人 |
| 1回 | ()人 | ()人 |
| 2回 | ()人 | ()人 |
| 3回 | ()人 | ()人 |
| 4回以上 | ()人 | ()人 |

※ 法定休日とは、労働基準法により義務付けられている休日、少なくとも1週間に1回あるいは4週間を通じて4日以上付与することが定められています。法定休日労働とは、この法定休日に労働させた場合であり、改善基準告示では休日労働は2週間に1回が限度とされています。

III. 改善基準告示の特例等の利用状況について

問3 次の(1)～(4)に示す改善基準告示の特例[※]について、2019年1～12月における貴営業所での状況をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○)

※ 特例とは、業務の必要上やむを得ない場合などに適用できる規定をいいます。

| 特例 | 常にある | よくある | 時々ある | ない |
|-----------------------|------|------|------|----|
| (1) 休息期間分割の特例が適用される運行 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (2) 2人乗務の特例が適用される運行 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (3) 隔日勤務の特例が適用される運行 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (4) フェリー乗船の特例が適用される運行 | 1 | 2 | 3 | 4 |

問4 次の(1)～(5)に示す改善基準告示に係る適用除外業務※について、2019年1～12月における貴営業所での状況をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○)

※ 適用除外業務とは、緊急輸送や危険物輸送等の改善基準告示の適用除外となる業務をいいます。

| 適用除外業務 | 常にある | よくある | 時々ある | ない |
|---|------|------|------|----|
| (1) 緊急輸送に該当する運送 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (2) アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及びこれらの含有物のタンクローリーによる運送 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (3) 可燃ガス、酸素、毒性ガス等の高圧ガスのタンクローリーによる運送 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (4) 火薬、爆薬等の火薬類の運送 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (5) 核燃料物質等及び放射性同位元素等の運送 | 1 | 2 | 3 | 4 |

IV. 改善基準告示の内容について

■改善基準告示の主な内容

- (1) 1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間を限度とする。
(ただし、15時間を超える回数は1週間につき2回まで)
- (2) 1ヶ月の拘束時間は原則として293時間を限度とする。(労使協定を締結した場合に、1年のうち6ヶ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長することができる)
- (3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。
- (4) 休息期間は分割して取得することができる(1日において1回あたり継続4時間以上、合計10時間以上)
- (5) 2日を平均した1日の運転時間は9時間を限度とする。
- (6) 2週間を平均した1週間あたりの運転時間は44時間を限度とする。
- (7) 連続運転時間は4時間を限度とする。
- (8) 連続運転時間中の休憩時間は、運転開始後4時間以内又は4時間経過後に運転を中断して30分以上確保する。(ただし、休憩時間は1回10分以上としたうえで分割することも可能)
- (9) 休日労働は2週間に1回を限度とする。

問5 現行の改善基準告示について、問題があると感じる項目をご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 1日の拘束時間
2. 1ヶ月の拘束時間
3. 休息期間
4. 休息期間分割の特例
5. 2日を平均した1日の運転時間
6. 2週間を平均した1週間あたりの運転時間
7. 連続運転時間
8. 連続運転時間中の休憩時間等
9. 休日労働
10. 特にない

ここからの質問(問5-1～問5-9)は、問5で選んだ選択肢によって回答いただきたい質問が異なります。以下の表に従って、該当する質問にご回答ください。

| | ご回答いただく質問 |
|-----------------------------------|-----------|
| 問5で「1. 1日の拘束時間」を選択した方 | 問5-1 |
| 問5で「2. 1ヶ月の拘束時間」を選択した方 | 問5-2 |
| 問5で「3. 休息期間」を選択した方 | 問5-3 |
| 問5で「4. 休息期間分割の特例」を選択した方 | 問5-4 |
| 問5で「5. 2日を平均した1日の運転時間」を選択した方 | 問5-5 |
| 問5で「6. 2週間を平均した1週間あたりの運転時間」を選択した方 | 問5-6 |
| 問5で「7. 連続運転時間」を選択した方 | 問5-7 |
| 問5で「8. 連続運転時間中の休憩時間等」を選択した方 | 問5-8 |
| 問5で「9. 休日労働」を選択した方 | 問5-9 |

(問5で「10. 特にない」を選択した方は、問6にお進みください。)

問5で「1. 1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問5-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「13時間以内」が基本とされていること (適切と思う時間：____時間)
2. 延長する場合「16時間」が限度であること (適切と思う時間：____時間)
3. 延長する場合でも、1週間のうち15時間を超える回数は「2回」までであること (適切と思う回数：____回)
4. その他 ()

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問5で「2. 1ヶ月の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問5-2 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 原則として「293時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. 延長する場合「320時間」までであること (適切と思う時間： _____ 時間)
3. 延長する場合でも、1年のうち延長可能な月数は「6ヶ月」までであること (適切と思う月数： _____ ヶ月)
4. その他 (_____)

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問5で「3. 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問5-3 「休息期間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 継続「8時間」以上であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. その他 (_____)

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問5で「4. 休息期間分割の特例」と回答した方にお尋ねします。

問5-4 「休息期間分割の特例」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 分割された休息期間は1日において1回当たり継続「4時間」以上であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. 分割された休息期間は1日において合計「10時間」以上であること (適切と思う時間： _____ 時間)
3. その他 (_____)

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問5で「5. 2日を平均した1日の運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問5-5 「2日を平均した1日の運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「9時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. その他 (_____)

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問5で「6. 2週間を平均した1週間あたりの運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問5-6 「2週間を平均した1週間あたりの運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「44時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. その他 (_____)

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問5で「7. 連続運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問5-7 「連続運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「4時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. その他 (_____)

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問5で「8. 連続運転時間中の休憩時間等」と回答した方にお尋ねします。

問5-8 「連続運転時間中の休憩時間等」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「30分」以上を確保すること (適切と思う時間：____分)
2. 休憩を分割して取る場合は1回「10分」以上とすること (適切と思う時間：____分)
3. その他 ()

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問5で「9. 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問5-9 「休日労働」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること (適切と思う頻度：____週間に____回)
2. その他 ()

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

V. 改善基準告示を遵守する上での課題

問6 改善基準告示を遵守することが難しい場合に考えられる理由をお教えてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 自社側で荷主からのオーダーに合わせた効率的な運行計画を作れていないため
2. 自動車運転者が指示通りに運行しないため
3. 自社側の労働時間管理が正確ではないため
4. 自動車運転者の運転日報への記入が不正確であるため
5. 納品までのリードタイムや時間指定等の条件が厳しいため
6. 発荷主で荷待ち時間が発生するため
7. 着荷主で荷待ち時間が発生するため
8. 積み込みや荷卸しが手荷役で、作業時間が長時間となるため
9. 運行ルートにおいて渋滞が頻繁に発生するため
10. 高速道路を効果的に利用できていないため
11. フェリーを効果的に利用できていないため
12. 改善基準告示が複雑すぎて、トラックの運行管理の実情に合っていないから
13. その他(具体的に: _____)
14. 改善基準告示遵守については、特に難しいことはない

(具体的に1～13の内容について記載ください。)

問7 改善基準告示について、荷主から理解を得るために行っている取組や工夫はありますか。取組の結果として、どのような変化(成果)があったかについても記載ください。

問8 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

| |
|--|
| |
|--|

VI. 照会先（回答者）について

| | | | |
|--------------|--|---------|--|
| ご氏名 | | 電話番号 | |
| 事業所名・ 部署名 | | メールアドレス | |

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

厚生労働省委託事業

「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査」(トラック自動車運転者調査) ご協力をお願い (案)

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

1. 調査の目的

- ・ 自動車運転者は、他業種の労働者と比較すると長時間労働の実態があり、労働条件や安全衛生の確保・改善が喫緊の課題となっています。
- ・ 自動車運転者の労働時間については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示)」という基準が定められていますが、働き方改革の施行を踏まえ、この度、その基準が見直されることになりました。
- ・ この調査は、自動車運転者の労働時間等実態を把握し、基準の見直しが実態に即したものになるよう実施するものです。
- ・ 調査の結果は集計・分析し、自動車運転者の労働時間改善を推進するための貴重な検討資料となります。
- ・ 調査の結果は取りまとめの上、厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会に報告し、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示) の見直しの議論の検討資料となります。また、本調査結果は、●月以降に厚生労働省のホームページ上で公表する予定です。
- ・ ご回答いただいた内容は取扱いに十分注意し、統計的に処理するとともに、労働基準監督署の立入調査等、本調査の目的外に使用することはありません。また、企業名やご回答者様が特定される形で公表されることはありませんので、実態をありのままご回答いただけますと幸いです。
- ・ この調査は、厚生労働省より委託を受けた有限責任監査法人トーマツが実施いたします。

つきましては、ご多用の折に恐れ入りますが、本調査へのご協力を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

2. 回答にあたって

(1) 調査概要及び実施方法

- ・ 調査票においては、質問に沿って、回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入して、返送してください。
- ・ 本調査はインターネット上でご回答いただくことも可能です。インターネットでのご回答の際は、下のQRコード、もしくはURLより回答ページにアクセスいただき、下記のIDを入力してください。

回答ページログイン用のID : XXXXXXXXX



(URL : <https://www.●●.jp>)

(2) 提出期限

● 月 ● 日 (●) (当日消印有効)

(インターネット上で回答する場合は上記期日までに回答ください)

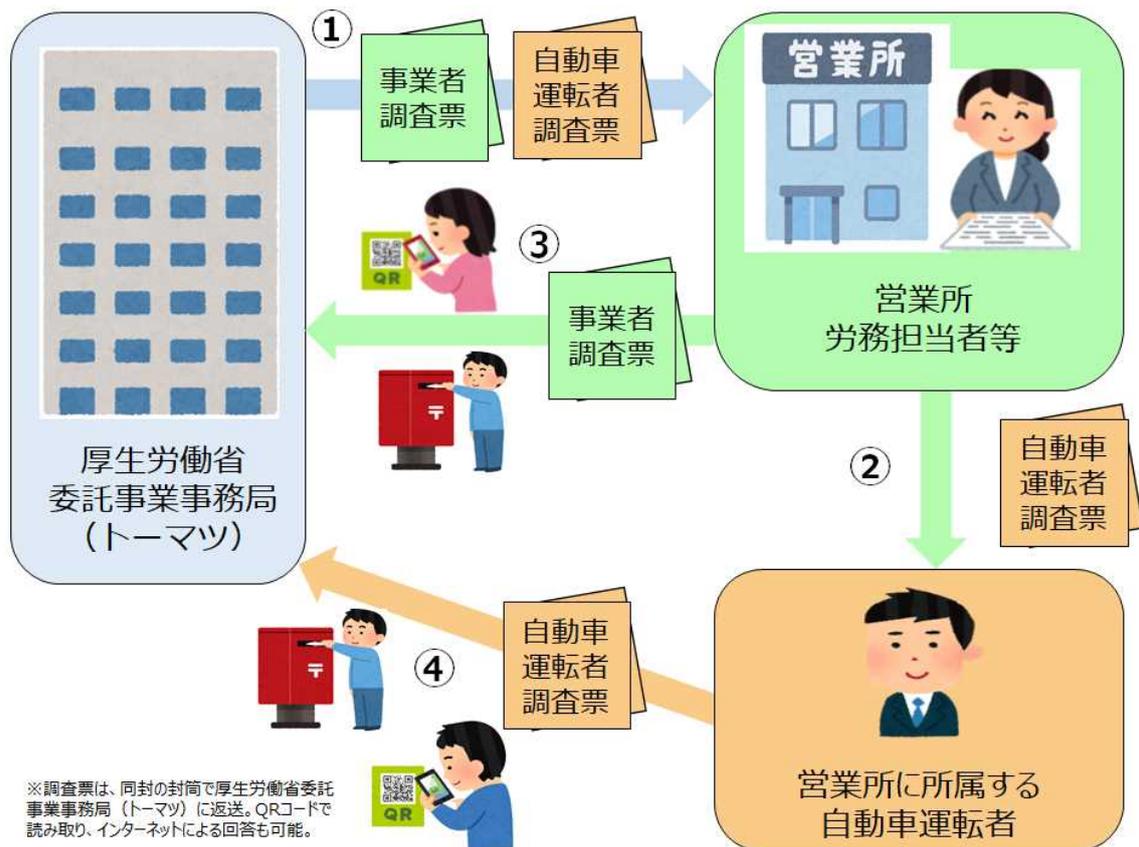
問い合わせ先

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

電話 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (平日 : 10時~17時)

Eメール : 〇〇〇〇@tohatsu.co.jp

(3) 調査の流れについて



- ① 厚生労働省委託事業事務局のトーマツから、営業所の労務担当者等に「事業者調査票」と「自動車運転者調査票」を送付する。

【事業者が行うこと】

- ② 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票（封筒含む）を手交し、記入を依頼する。
- ③ 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに事業者調査票を送付する（同封のQRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

【自動車運転者が行うこと】

- ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入し、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに自動車運転者調査票を送付する（同封のQRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

【留意事項】

- ・ あなたが記入した調査票はトーマツに直接返送（もしくは、直接インターネットで回答）してください。
- ・ 一部の自動車運転者には、通信調査の実施後、ヒアリング調査への協力を依頼する場合がございます。その場合は、まずは所属先の営業所の労務担当者等に連絡させていただきます。

3. 記入時の注意事項について

①選択式の質問

問1 あなたの性別・年齢をお答えください。(性別はあてはまるもの一つに○)

| | | |
|--------|--|-----------------------------|
| (1) 性別 | <input checked="" type="radio"/> 1. 男性 | <input type="radio"/> 2. 女性 |
| (2) 年齢 | () | |

「あてはまるもの一つに○」と記載があるものは一つだけに○を付けてください。「あてはまるもの全てに○」と記載があるものはあてはまるものであればいくつでも○を付けてください。

②括弧内に数字を記入する質問

問1 あなたの性別・年齢をお答えください。(性別はあてはまるもの一つに○)

| | | |
|--------|--|-----------------------------|
| (1) 性別 | <input checked="" type="radio"/> 1. 男性 | <input type="radio"/> 2. 女性 |
| (2) 年齢 | (50) 歳 | |

括弧内に記入してください。複数枠があるものは、それぞれ記入してください。

③表組の質問

問10 次の(1)～(8)によって、疲労度は変わると思われますか。もっともあてはまるものをお答えください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○)

| | 変わると思 う | どうも いえな い | 変わる と思 わな い |
|-------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| (1) 乗車する車両の性能 | <input checked="" type="radio"/> 1 | <input type="radio"/> 2 | <input type="radio"/> 3 |
| (2) 勤務時間帯(早朝か深夜か) | <input type="radio"/> 1 | <input checked="" type="radio"/> 2 | <input type="radio"/> 3 |
| (3) 勤務時間帯が固定されず変動すること | <input checked="" type="radio"/> 1 | <input type="radio"/> 2 | <input type="radio"/> 3 |
| (4) 自身の年齢 | <input checked="" type="radio"/> 1 | <input type="radio"/> 2 | <input type="radio"/> 3 |
| (5) 会社までの通勤時間 | <input type="radio"/> 1 | <input type="radio"/> 2 | <input checked="" type="radio"/> 3 |
| (6) 直近の睡眠時間 | <input checked="" type="radio"/> 1 | <input type="radio"/> 2 | <input type="radio"/> 3 |
| (7) 項目ごとに当てはまる選択肢に○を付けて ください。 | <input type="radio"/> 1 | <input type="radio"/> 2 | <input checked="" type="radio"/> 3 |
| (8) 息抜きや趣味活動、家族とのたんらんなどの時間 | <input type="radio"/> 1 | <input type="radio"/> 2 | <input checked="" type="radio"/> 3 |

④選択肢の横に記入欄のある質問

あてはまるものに○を付けた上で、括弧内に具体的な数字を記入してください。

問 16 で「1. 1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 16-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があるとお考えですか。(あてはまるもの全てに○)

- ① 「13時間以内」が基本とされていること (適切と思う時間： ● 時間)
- 2. 延長する場合「16時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
- 3. 延長する場合でも、1週間のうち15時間を超える回数は「2回」までであること (適切と思う回数： _____ 回)
- 4. その他 (_____)

⑤自由記述式の質問

問 19 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

文字数に決まりはありませんので、枠内に簡潔に記述してください。

② あなたは、休息期間をどのように過ごされていますか。次の（１）～（４）にかかるおおよその時間をお答えください。

| | 所要時間 |
|-------------------|------|
| （１） 通勤時間（往復の合計時間） | 時間 |
| （２） 食事時間 | 時間 |
| （３） 睡眠時間 | 時間 |
| （４） その他 | 時間 |

IV. 改善基準告示の認識等について

問 12 あなたは、改善基準告示の内容をご存じですか。改善基準告示の（１）～（１０）の内容について、あてはまるものをお答えください。（それぞれ、あてはまるもの一つに○）

| | 知っている | 知らない |
|---|-------|------|
| （１） 1日の拘束時間※は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間を限度とすること （ただし、15時間を超える回数は1週間につき2回まで） | 1 | 2 |
| （２） 1ヶ月の拘束時間は原則として293時間を限度とすること （労使協定を締結した場合に、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長することができる） | 1 | 2 |
| （３） 1日の休息期間は継続8時間以上とすること | 1 | 2 |
| （４） 休息期間は分割して取得することができること （1日において1回あたり継続4時間以上、合計10時間以上） | 1 | 2 |
| （５） 2日を平均した1日の運転時間は9時間を限度とすること | 1 | 2 |
| （６） 2週間を平均した1週間あたりの運転時間は44時間を限度とすること | 1 | 2 |
| （７） 連続運転時間は4時間を限度とすること | 1 | 2 |
| （８） 連続運転時間中の休憩時間は、運転開始後4時間以内又は4時間経過後に運転を中断して30分以上確保する。 （ただし、休憩時間は1回10分以上としたうえで分割することも可能） | 1 | 2 |
| （９） 休日労働は2週間に1回が限度とすること | 1 | 2 |

※ 拘束時間とは、始業から終業までの時間を意味し、休憩時間（仮眠時間を含む）を含めた時間のことを言います。

V. 拘束時間等の状況と改善基準告示の内容について

(2019年当時のことをお尋ねします。)

問 13 2019年の1月から12月までにおいて最も忙しかった時期の拘束時間や運転時間について教えてください。

| | |
|---------------|----|
| 最も長かった1日の拘束時間 | 時間 |
| 1ヶ月のおおよその拘束時間 | 時間 |
| 最も長かった連続運転時間 | 時間 |

(ここからは改善基準告示に関してお尋ねします。)

■改善基準告示の主な内容

- (1) 1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間を限度とする。
(ただし、15時間を超える回数は1週間につき2回まで)
- (2) 1ヶ月の拘束時間は原則として293時間を限度とする。(労使協定を締結した場合に、1年のうち6ヶ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長することができる)
- (3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。
- (4) 休息期間は分割して取得することができる(1日において1回あたり継続4時間以上、合計10時間以上)
- (5) 2日を平均した1日の運転時間は9時間を限度とする。
- (6) 2週間を平均した1週間あたりの運転時間は44時間を限度とする。
- (7) 連続運転時間は4時間を限度とする。
- (8) 連続運転時間中の休憩時間は、運転開始後4時間以内又は4時間経過後に運転を中断して30分以上確保する。(ただし、休憩時間は1回10分以上としたうえで分割することも可能)
- (9) 休日労働は2週間に1回を限度とする。

問 14 現行の改善基準告示について、問題があると感じる項目をお答えください。(あてはまるもの全てに○)

1. 1日の拘束時間
2. 1ヶ月の拘束時間
3. 休息期間
4. 休息期間分割の特例
5. 2日を平均した1日の運転時間
6. 2週間を平均した1週間あたりの運転時間
7. 連続運転時間
8. 連続運転時間中の休憩時間等
9. 休日労働
10. 特にない
11. 問題があるかわからない

ここからの質問（問 14-1～問 14-9）は、問 14 で選んだ選択肢によって回答いただきたい質問が異なります。以下の表に従って、該当する質問にご回答ください。

| | ご回答いただく付問 |
|--------------------------------------|-----------|
| 問 14 で「1. 1日の拘束時間」を選択した方 | 問 14-1 |
| 問 14 で「2. 1ヶ月の拘束時間」を選択した方 | 問 14-2 |
| 問 14 で「3. 休息期間」を選択した方 | 問 14-3 |
| 問 14 で「4. 休息期間分割の特例」を選択した方 | 問 14-4 |
| 問 14 で「5. 2日を平均した1日の運転時間」を選択した方 | 問 14-5 |
| 問 14 で「6. 2週間を平均した1週間あたりの運転時間」を選択した方 | 問 14-6 |
| 問 14 で「7. 連続運転時間」を選択した方 | 問 14-7 |
| 問 14 で「8. 連続運転時間中の休憩時間等」を選択した方 | 問 14-8 |
| 問 14 で「9. 休日労働」を選択した方 | 問 14-9 |

（問 14 で「10. 特にない」と「11. 問題があるかわからない」を選択した方は、問 15 にお進みください。）

問 14 で「1. 1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 14-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 「13 時間以内」が基本とされていること （適切と思う時間： _____ 時間）
2. 延長する場合「16 時間」が限度であること （適切と思う時間： _____ 時間）
3. 延長する場合でも、1 週間のうち 15 時間を超える回数は「2 回」までであること
（適切と思う回数： _____ 回）
4. その他（ _____ ）

問 14 で「2. 1ヶ月の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 14-2 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 原則として「293 時間」が限度であること （適切と思う時間： _____ 時間）
2. 延長する場合「320 時間」までであること （適切と思う時間： _____ 時間）
3. 延長する場合でも、1 年のうち延長可能な月数は「6 ヶ月」までであること
（適切と思う月数： _____ ヶ月）
4. その他（ _____ ）

問 14 で「3. 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問 14-3 「休息期間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 継続「8 時間」以上であること （適切と思う時間： _____ 時間）
2. その他（ _____ ）

問 14 で「4. 休息期間分割の特例」と回答した方にお尋ねします。

問 14-4 「休息期間分割の特例」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 分割された休息期間は1日において1回当たり継続「4時間」以上であること
(適切と思う時間： _____ 時間)
2. 分割された休息期間は1日において合計「10時間」以上であること
(適切と思う時間： _____ 時間)
3. その他 (_____)

問 14 で「5. 2日を平均した1日の運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問 14-5 「2日を平均した1日の運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「9時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. その他 (_____)

問 14 で「6. 2週間を平均した1週間あたりの運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問 14-6 「2週間を平均した1週間あたりの運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「44時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. その他 (_____)

問 14 で「7. 連続運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問 14-7 「連続運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「4時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. その他 (_____)

問 14 で「8. 連続運転時間中の休憩時間等」と回答した方にお尋ねします。

問 14-8 「連続運転時間中の休憩時間等」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「30分」以上を確保すること (適切と思う時間： _____ 分)
2. 休憩を分割してとる場合は1回「10分」以上とすること
(適切と思う時間： _____ 分)
3. その他 (_____)

問 14で「9. 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問 14-9 「休日労働」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること(適切と思う頻度: 週間に 回)
2. その他()

(問 15以降は全員にお尋ねします。)

問 15 荷主等からの需要があるにも関わらず、1カ月や1日の拘束時間の規制があるために働きたくても働けないという状況を経験したことはありますか。(あてはまるもの一つに○)

1. ある
2. ない

問 16 あなたは収入を増やすために改善基準告示等の基準を超えても長時間働きたいと考えますか。(あてはまるもの一つに○)

1. 収入が増えるなら、本当はもっと働きたい
2. 収入が増えたとしても、これ以上は働きたくない
3. その他(具体的に:)

VI. その他の事項について

問 17 自動車運転者を続けていくために必要な要因について、あてはまるものをお答えください。(あてはまるもの全てに○)

1. 仕事のやりがいがあること
2. 給与が満足いく水準であること
3. 体力が続くこと
4. 勤務時間が柔軟であること
5. 休暇が取りやすいこと
6. 家族をはじめとした周囲の協力があること
7. その他()

問 18 あなたが改善基準告示を遵守して運転できるような運行計画を事業主は作成してくれていると思いますか。もっともあてはまるものをお答えください。(あてはまるもの一つに○)

1. 作成してくれていると思う
2. どちらともいえない
3. 作成してくれていると思わない

問 19 あなたが改善基準告示を遵守して働くことができるように、荷主は協力してくれていると思いますか。もっともあてはまるものをお答えください。(あてはまるもの一つに○)

1. 協力してくれていると思う
2. どちらともいえない
3. 協力してくれていると思わない

問 20 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。